

## ■乗り継ぎ料金調整について

通行止め区間（指定インターチェンジ間）を一般道に迂回し、再度同一方向の高速道路に乗り継がれるお客さまには、高速道路料金が割高にならないよう所定の方法により料金の調整をおこなっております。

通行券をご利用のお客さま（ETC をご利用しないお客さま）は、通行止めにより高速道路を一旦流出する IC でお渡しする『高速道路通行止め乗継証明書』を乗り継ぎ後の最初の出口 IC で、係員にお渡しください。

ETC をご利用のお客さまは、一旦流出する走行と乗り継ぎ後の走行を同じ ETC カードで、通常どおり ETC レーンを無線走行してください。（『高速道路通行止め乗継証明書』の入手は不要です。）

### 《●乗り継ぎ指定 IC》

通行止め区間	流出指定 IC (乗継証明書発行 IC)	再流入指定 IC ※1 ※2	備 考
上り線 五箇山 IC ～飛騨清見 IC	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 富山 IC</li> <li>・ 五箇山 IC</li> <li>・ 福光 IC</li> <li>・ 白川郷 IC</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飛騨清見 IC</li> <li>・ 荘川 IC</li> <li>・ ひるがの高原 SA (スマート IC) ※3</li> <li>・ 高鷲 IC</li> </ul>	<p>※1 24 時間以内に再流入指定 IC で乗り継いで下さい。</p>
下り線 飛騨清見 IC ～五箇山 IC	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荘川 IC</li> <li>・ 飛騨清見 IC</li> <li>・ 白川郷 IC</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 五箇山 IC</li> <li>・ 福光 IC</li> <li>・ 富山 IC</li> <li>・ 小矢部 IC</li> <li>・ 金沢森本 IC</li> <li>・ 砺波 IC</li> <li>・ 小杉 IC</li> <li>・ 南砺 (スマート IC) ※3※4</li> <li>・ 高岡砺波 (スマート IC) ※3※4</li> </ul>	<p>※2 流出指定 IC で流出後、通行止めが解除された場合は、流出した IC 又は進行方向上の他の流出指定 IC で流入されても料金の調整を行います。</p> <p>※3 ETC 車に限ります。</p> <p>※4 車長 12m 以下に限ります。</p>